

四〇の四、三〇四一の六から三〇四一の八まで、三〇四一の二二、三〇四一の三、三〇四一の六から三〇四一の九まで、三〇四一の二二、三〇四一の二三、三〇四三の二、三〇四三の三、三〇四三の六、三〇四三の七、字二本松三一五四の一、三一五四の九、三一五四の一六、三一五八の一、三一五八の二、三一五八の四、三一五八の六、三一六三、三一六五の一、三一六六、三一六九、三一七六、三一七七の一、三一七七の三、三一七七の六、字立山三一八六の一、三一八六の二、三一八六の五、三一八六の二二から三八六の一四まで、三二七三の一、三二七三の四、三二七三の一五、三二七三の一九、三二七三の二二、三二七三の二九、三二七三の三五から三二七三の三七まで、字烏泊二四三九の二、二四三九の五、二四三九の九、二四三九の一〇、二四三九の一六、二四四一の一、二四四一の八、二四四二の一、二四四八、二四五〇、二四七五の一、二四八〇の一、二四八一の二、二四八九の四、二四八九の五、二四八九の七、二四九六の一、二四九六の七から二四九六の九まで、二四九六の一、二四九七の一から二四九七の三まで、二四九七の五、二四九七の六（次の図に示す部分に限る。）、二四九七の八、二四九七の九、二四九七の一から二四九七の一三まで、二四九七の一五、二四九八の一、二四九八の五、二五〇三の三、二五三五の二、二五三五の八、二五三五の一〇から二五三五の一三まで、二五三五の一六、二五三五の一七、二五三六の一五、二五三六の一七、二五三六の一九から二五三六の二二まで、二五三六の二四、字駒鳴峠三一四九の二、三一四九の五、三一五〇の六三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県

県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）